國學院大學学術情報リポジトリ

平仮名字体の新旧: 改正小学校令施行規則と一八九四年の「いろはかな」

メタデータ 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 斎藤, 達哉 メールアドレス: 所属: URL https://doi.org/10.57529/00000906

―改正小学校令施行規則と一八九四年の「いろはかな」―平仮名字体の新旧

はじめに

の第一号表によって示され、整理・統一された。しかし、 平仮名の字体は、明治三三年に「改正小学校令施行規則」

のとは異なる字体によって組版・印刷されることもあった。 整理・統一の初期段階においては、第一号表が意図したも 本稿は、この誤植が生じた背景について考察することを

目的としている。

名字類集』(明治二七年刊)を取り上げることにする。 示す典型例として、 いろは歌を書く際の標準的な字体である。それを積極的に この問題の考察にあたって、大きな手がかりとなるのは 明治三三年に近い時期の菊池真澄

> 資料の性格を明確にするために、 同書は、これまでに紹介されていなかった資料である。 書誌的事項、

斎

藤

達

哉

の背景についても詳述する。

一、改正小学校令施行規則

年に「改正小学校令施行規則」の第一号表によって定めら 現代の平仮名字体は、法令上では、 明治三三 (一九〇〇)

れた。

る もので、 図一は、明治三三年八月二一日の『官報』に掲載された 現在入手し得る中で最も信頼に足る第一号表であ

図 官報 (第五一四一号、 明治三三年八月二一日)

国立国会図書館近代デジタルライブラリーから転載

でいゆえよ ヤイユエョ ばびぶべば パピブペをみむめも マミムメモ ばびぶべば パピブペをみむめも マミムメモ ばびぶべば パピブペをみむめも マミムメモ ばびぶべば パピブペをみむめも マミムメモ ばびぶべば パピブペをかいゆえよ ヤイユエョ ばびぶべば パピブペをかいゆえよ ヤイユエョ ばびぶべば パピブペをかいゆえよ ヤイユエョ ばびぶべば パピブペをいゆえよ ヤイユエョ ばびぶべば パピブペ									
イユエョ ばびぶべば パピブベ イユエョ ばびぶべば パピブベ イユエョ ばびぶべば パピブベ	やいゆえよ	まみむめも	はひふへほ	たちつてと	さしずせそ	かきくけこ	あいうえな	平假名	第一號表
パパダザガン ワラリル パパダザギ キリリー パイデジオグ ウルレ イベマザゼゲ エレ	1	Ā	ヒニファ	・チャ	レス	キク	イウ	1634	
ププグズグ ウル假	ばびぷっぱ	ばびぶべま	だちづでど	がぎぐげで	h	わおうるを	らりるれろ	平假名	
ポポドゾゴ ヲロ'石	ブベ	プベ	プラディ	くりとゲ		ウエ	ルレ	482	

図 国語調査委員会・亀田氏押印本

H

(国立国会図書館近代デジタルライブラリーから転載

小學校令改正,要旨及其施行上 はひふべは なにぬれの たちつでと かさくけて あいろえか 生みむめる さしすめる 平便名 ナニスネ人 タナフナト カラウナコ アイウスギ 4444 ハモアでき サンスカン 松び立大陸 たちづせと でじずせぞ かぎろける わるうだを らせるれろ メナンテン リキリステ またいて 湯 KKKKA おきながら 20000 片假名

考えられる。図二は奥付を欠くために発行者・刊年が不明 嘱託となった亀田次郎氏(一八七六~一九四四)であると 査委員会」印および「亀田」の小判型小印が押されている。 「亀田」は、明治三七(一九〇四)年に国語調査委員会の 図二は、 国立国会図書館に所蔵されるもので、「国語調

された形跡を有するという点で資料的価値が高 であるという欠陥があるが、国語調査委員会関係者に使用 図一、図二とも、仮名字体は現代通行のものと同 であ

号表によって定められたことに疑いの余地はない。 また、これも周知のことではあるが、第一号表の字体統 現代の平仮名字体が「改正小学校令施行規則」 の第

は、 は、 左の如し」(図三)として示された字体が影響を与えている。 手本」が、平仮名字体の統一と確立とに深い関係があった 統一された仮名字体は何に基づくものであるかについて 種あるを各一種に限ること(即ち変体仮名を廃すること) 第二三一号、明治三三年一月一五日)に「同音の仮名に数 一については、帝国教育会仮名調査委員決議 早く、山田(一九三七)の指摘がなされている。 初学の手本として筆画の簡単なものをとった「伊呂波 (『教育公報 山田

ことを指摘した(二五五ページ)。

使用実態を肯定した面があると見るのが妥当であろう。 使用実態を肯定した面があると見るのが妥当であろう。 使用実態を肯定した面があると見るのが妥当であろう。 しかしながら、いろは歌を書く際の字体と、第一号表の正が名字体とは、完全には一致しない。古田(二〇一一)が、平仮名字体とは、完全には一致しない。古田(二〇一一)が、平仮名字体とは、完全には一致しない。古田(二〇一一)が、平仮名字体とは、完全には一致しない。古田(二〇一一)が、平仮名字体とは、完全には一致しない。古田(二〇一一)が、平仮名字体とは、完全には一致しない。古田(二〇一二)が、平仮名字体とは、完善と記念のように、第一号表の平仮名字体は、活字組版での指摘するように、第一号表の平仮名字体は、活字組版での指摘するように、第一号表の平仮名字体は、活字組版での指摘するように、第一号表の平仮名字体は、活字組版での単元を表示とは、第一号表の平仮名字体は、活字組版での単元を表示とは、知识を表示とは、知识を表示とは、

図三 帝国教育会仮名調査委員決議(部分)

(国立国会図書館蔵にあらず)
にあらず)
にあらず)
にあらず)
にあらず)
かいうえを アイウェラ
からくけて カキクケコ
さしすせそ サシスセソ
たちつてと タチッテト

からくけて カキタケコ さしすせそ ウシスセン たちつてと タチャテト たちつてと タチャテト なに以ねの ナニヌテノ なに以ねの ナニヌテノ なんひゃち マミムメモ ロルへの カークコ

(少敷説)「が」に」を存してテニハに 限りて用ゐる 假名とする

(少数説)「ま」を存して「し」の方を一語の中又は末に用ゐる假

されることがあった。 第一号表が意図したのとは異なる字体によって組版 改正小学校令施行規則」 は、 各地で出版される中 ・印刷

該当し、うち六冊に「誤植」が見られた。誤植の内容別に 年から三六年の奥付を有するものを検索すると、二〇冊が 正されたのは明治三六年四月一三日であるので、 の小学校令施行規則が公開されている。小学校令が次に改 国立国会図書館の近代デジタルライブラリーでは、 明治三三

図四 いずれも国立国会図書館近代デジタルライブラリーから転載 「誤植」のある改正小学校令施行規則・第一号表

不すと図四のように整理できる。

ア行「记」「れ」、ヤ行「记

『改正小学校令 編著者:片吉保蔵 附施行細則並訓令]

発行者:博向堂 (福島県信夫郡福島町

> 発行日 :明治三三年九月六日

ばばだ ざがん わら びびちじぎ あっる でよなづ ずぐ あるれる れべで せげ を を るろ名

2 小学校令施行規 則

発行者:佐藤幸也 編著者:佐藤敬三郎 (新潟

第一號表

発行日:

明治三三年九月一七日

なにぬねの さしすせそ やいゆいよ はひふへは たちつてと かきくける あいらなれ 假 名 h らりるれろ ばびぶべば ばびぶべば だぢづでど ざじずせぞ がぎぐげご わねうなと

— 18 —

■ア行「レヒ」、ヤ行「レヒ」

『埼玉県教育法規』

編著者:埼玉県内務部第三課

発行日:明治三六年六月 発行者:埼玉県私立教育会(埼玉県北足立郡浦和町

第一號表

平假 名

かきくける あいうたお はひふへは まみむめる 平

たちつてと おしずせそ らりるれる やいゆいよ

なにぬねの わねうえを だちつでや

がぎぐげで ばびなべば

ざじずせぞ はびふべば

『改正小学校令 附施行細則及附則.

4

編著者:不明

発行者:浜本明昇堂 (大阪市)

発行日:明治三三年九月一三日

かきくける あいらなか 平假名 せみむめる はひふへは 假 名

h

さしすせそ らりるれろ やいゆかよ がぎぐげで さじずせぞ

> ばびふべば はびなべて だちづでど

たちつてと わるうるを

なにぬねの

■ヤ行「に」 ⑤『改正小学校令并小学校令施行規則

編著者:向井政行

発行者:向井政行 (奈良市

発行日: 明治三三年九月二日

第一键表

5 3 v 5 け

せばださが N 13 な でせ 世世をせる

ŁB ı

■ナ行「あ」

⑥ 『小学校令の原理及評釈

発行者:金昌堂(東京市

編著者:松山伝十郎

発行日:明治三三年九月三日

第一號表

假名 平假名

あいらえか らりるれろ

かきくける わねら為を

さしすせそ h

たちつてと がぎぐげで

あにぬねの ざじずぜぞ

はひふへほ だりつでや

まみひめる はひぶべけ

やいゆえよ はびふべは

ものが異なっている。「れ」「か」は、それぞれ第一号表の 「お」「な」と字母は同一であるが字体が異っている。 以上の中で、「记」は、第一号表の「え」とは字母その

> 共通した背景が存在するのではないだろうか。 で、福島、新潟、 生じている面が見られる。特に注目されるのは、「い」「れ」 第一号表の誤植は、異なる地域において共通した仮名に 埼玉、大阪、奈良に見られる。これには、

三、菊地真澄『仮名字類集

同時期の字体意識を積極的に示す資料が必要である。 第一号表の誤植の背景にある字体意識を探るためには

一七年に刊行された『仮名字類集』に注目してみたい。 ここでは、「改正小学校令施行規則」の六年前の明治

という人物によって東京・脩静堂から木版刷りで刊行され た和装本である。以下、簡単な書誌を列記する。 『仮名字類集』は、明治二七(一八九四)年、菊池真澄

·寸法 縦二三·一糎、横一五·七糎

·丁数

三一丁(代序三丁、序一丁、自序三丁、凡例二丁、 本文一九丁、附録二丁、奥付・広告一丁)

表紙 黄色

題箋

習字適用 仮名字類集 全

内題 仮名字類

奥付 明治廿七年九月十八日出版

東京市麻布区麻布材木町五十七番地著者并書者 福島県士族 菊池真澄

発行所 脩静堂

著者の菊池真澄については、奥付に「福島県士族」と記東京市麻布区麻布材木町五十七番地

菊池真澄 通称貫一郎後要助と改む。字は真徴、澹齋ことが分かった。『二本松藩史』には、次のように記される。校「敬学館」の書道教授方(御家流)を勤めた人物である手がかりに調査した結果、菊池は幕末に二本松藩祐筆と藩されるほかに、巻頭に「岩代 菊池真澄」とある。これをされるほかに、巻頭に「岩代 菊池真澄」とある。これを

多し。明治三十七年二月二十四日歿す、年七十四。信達、安達、安積の墓誌記念碑等其の手に成れるものられ、後伊達郡川俣に移り住せり。其の書謹厳豊麗、又晩成と号し藩の祐筆たり。維新後藩庁の書記に任ぜ

『二本松藩史』には書かれないが、一時期、東京市麻布区

菊池は

「仮名字類集

を出版した明治二七年に六四

川俣居住時代から用いた堂号である。る。発行所の「脩静堂」も同番地であるが、これは菊池が材木町五十七番地に居を移していたことが奥付から分か

花園桂花、真風舎桑月による序代と、安部井磐根のよる序『仮名字類集』巻頭には、辻新次、浅岡一、橘守道、桂

文(明治二七年六月)が置かれる。

仮名字類集』の本文は、仮名の諸体を集めたもので、

いたのでは、ことのなって寸录にして、「トー」「アントー字)別に分けて様々な仮名字形を配列したものである(図現代の仮名字典に似ている。配列は、いろは順で、字母(原

ところ見出すことができていない。『仮名字類集』の、頭る」とあるが、揖取魚彦『古言梯』の具体的な影響は今の凡例の第一項によると、「集中の仮名は多く古言梯に拠などの重字と「チり」「・と」などの連字略が示される。七を参照されたい)。さらに附録として「・・」「・・・・」

出しの字体とも完全一致を見ない。
と再考本以降のものの二つの状態)の字体と完全一致を見ない。また、『古言梯』本編中の「一言」で用いられる見と再考本以降のものの二つの状態)の字体と完全一致を見を明えている。

(抜粋して配列)

らったわぬとにい ひねれかるちほろ うなりよをりへは せるめをいけくる すいみきてふやの もしめおこまれ

注記では次の諸説からの引用が見える。『仮名字類集』における仮名の字母(字原)

についての

・斎藤彦麿『仮名字抄』…字母⑧、፥、轡、注記では次の諸説からの引用が見える。

· 卷菱湖『仮名字原』…字母⑧、闓、鬥、

砂の注記

0

注記

・全長『以呂波字考録』…字母冊の注記

新井白蛾…字母⑩の注記

とが分かる。以下、注目箇所に傍線を付加して列記する。諧(謌俳)の道で色紙・短冊を書く者が想定されているこ附録の記述によって、手習いの初学者(稚児)や、和歌俳『仮名字類集』の対象とする読者層は、題箋角書、序文、

…こゝに、菊池の翁の難波津安積山を手習ふこらのれ習字適用 仮名字類集 全(題箋角書)

はらく、にしらしめ、またいにしへより用ゐなれたるの手よりつきく、にうつり来りしさまを、あさち原つ・…されは、わか安積山をたとらむ稚子に、かむなの草うにもとて…(安部井磐根による序)

て色紙短冊をみる事頗る多し。然るに重字点法を誤る…今学改脩り文運日々に闢け□て都鄙謌俳の道も盛にかむなのすかたをもさとさむとて…(自序)

図六 菊池真澄『仮名字類集』の小環付き仮名字体

(抜粋して配列)

四、標準字体としての「いろはかな」

れている(傍線は筆者が付加した)。この「小環」について、凡例第四項では次のように説明さこの「小環」を付していることである。「小環」を付されたに「小環」を付していることである。「小環」を付された『仮名字類集』の中で特に注目されるのは、特定の字体

一、文字の傍に小環を附したるはいろはかなの類なり

第二項には、次のようにある。 ここで言う「いろはかなの類」とは何であろうか。凡例

草書のいろはかなに近きものを掲出すてさとさん為なれはいろはかなの下にのみ和漢古人の一、本集はいろは仮字の原字より移り来れる類を主とし

た。 か。 X2° چج. No ち 130 ha° オペ る。 を な。 **1**)° zº to 急 た。 め。 VI 2 * U1° な て。 رجو す。 (D)° \$. ま \$3

を持つ字母の項にのみ示される。 抜き文字)によって掲出されているが、小環を付された字 「和漢古人の草書のいろはかなに近きもの」は、輪郭(白

母「⑫」の末尾に王義之の草書が掲出されるが、字母「ச」例えば、図七では、小環を付された字体「い」を持つ字

「⑱」「勴」「灔」の下には古人の草書は掲出されない。

図七

菊池真澄『仮名字類集』

い の 項

伊彩報東夷夷震

する。

の字体を用いる点が

『仮名字類集』(図五・図六)と一致

そのものが異なっており、ア行「れ」、サ行「り」は字体則と異なる点が見られる。ア行「い」、ヤ行「い」は字母先に掲げた図五、図六では『官報』に掲載された施行規

字類集』に引用された文献の中では、斎藤彦麿『仮名字抄』こうした字母・字体によるいろは四十七文字は、『仮名

が異なっている。

所載のものにほぼ一致する。

箇所を抜粋すると、図八のようになり、「り」「れ」「記」 学者である。『仮名字抄』は、序文によると、斎藤彦麿が 文化四(一八〇七)年に著し置いた内容に沿って、嘉永元 (一八四八)年に孫の手習いの師である江邑文雄に書を依 頼したものである。序文には「手ならふ始のいろは文字よ り傍仮名の類にいたるまで何くれとこまやかにかき分ら れ」とある。この「手ならふ始のいろは文字よ のになる。『仮名字抄』は、序文によると、斎藤彦麿が が、本居大平門下の国 らから せかしいろは ねのおり けんない しんから しゃから いてれる いってれる いっこう

書家であるが、『仮名字類集』とほぼ同じ字体で書かれての字体を用いている。貫名菘翁は、幕末の三筆と称される名菘翁筆・六曲一双・一八五四年)も、「犭」「朼」「≀」で開催された「特別展 和様の書」出品の「いろは屛風」(貫また、二○一三年七月から九月にかけて東京国立博物館また、二○一三年七月から九月にかけて東京国立博物館

固定化していたものである。ならふ始のいろは文字」と言われるように手習いにおいて体であったと考られる。この字体は、幕末においても「手

た「いろはかなの類」とは、いろは歌を書く場合の標準字

このように見ると、『仮名字類集』で「小環」を付され

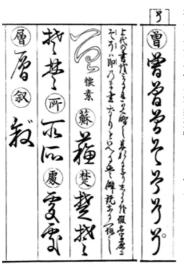
いる点で注目される。

いろは歌を書く際の字体が固定化される実態についているは歌を書く際の字体が固定化されているが、『仮は、既に矢田(二○一二)で明らかにされているが、『仮名字類集』『仮名字抄』はそうした字体意識を積極的に示した資料と位置付けることができる。なかでも、『仮名字類集』は、「改正小学校令施行規則」の僅か六年前の刊行であり、同時期まで、いろは歌を書く際の字体が固定化される実態についているは歌を書く際の字体が固定化される実態について

五、「いろはかな」と第一号表の齟齬

南池『仮名字類集』で頭書に使用され、なおかつ小環が南池『仮名字類集』で頭書に使用され、なおかつ小環が南池『仮名字類集』で頭書に使用され、なおかつ小環が

図九 菊池真澄『仮名字類集』 ソの仮名

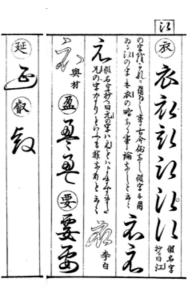


する仮名を混在させている。

図一〇 菊池真澄『仮名字類集』 オの仮名



(原字)「磁」の中に「衣」に由来する仮名と「江」に由来で、「京子」「一、の中に「衣」に由来であるとしている。と示しながらも、字母(原字)は「徴」であるとしているを示しながらも、字母(原字)は「徴」であるとしている名に用ひし事古今例なし。又記字をもとえといへるも非也。……仮名に用る記字は衣なる事論なし。るも非也。……仮名に用る記字は衣なる事論なし。るも非也。……仮名に用る記字は衣なる事論なし。るも非也。……仮名に用る記字は衣なる事論なし。



て」とあることからも明らかであるし、菊池自身も維新後序に「菊池の翁の難波津安積山を手習ふこらのれうにもとか安積山をたとらむ稚子に」とあり、安部井磐根の寄せたのいろは歌による手習いを継承する文字教育の場におけのいろは歌による手習いを継承する文字教育の場におけのいろは歌による手習いを継承する文字教育の場におけのいろは歌による手習いを継承する文字教育の場におけのいろは歌による

の初等教育に関わった形跡が見られる。

)かしながら、ソの仮名は「¶」、オの仮名は「**れ**」、エ

14

資料は現在のところ見られない。

で解れているとの関連が疑われるが、それを積極的に示すと帝国教育会との関連が疑われるが、それを積極的に示すと帝国教育会との関連が疑われるが、それを積極的に示すと帝国教育会との関連が疑われるが、それを積極的に示すと帝国教育会との関連が疑われるが、それを積極的に示すと帝国教育会との関連が疑われるが、それを積極的に示すという字体の規範意識(いろはかな)は、の仮名は「記」がという字体の規範意識(いろはかな)は、の仮名は「記」がという字体の規範意識(いろはかな)は、の仮名は「記」がという字体の規範意識(いろはかな)は、の仮名は「記」がという字体の規範を表している。

はできなかったものと思われる。 はできなかったものと思われる。 はできなかったものと思われる。 はできなかったものと思われる。 はできなかったものと思われる。 はできなかったものと思われる。 はできなかったものと思われる。 はできなかったものと思われる。

六、謌俳の道と『仮名字類集』

わゆる変体仮名の書記に関する知識は、その後の言語生学校教育の中に取り入れられなかった「いろはかな」や

明治期の和歌・俳諧の分野での需要について述べる。こでは、『仮名字類集』に序を寄せている人物を手がかりに、諧に関わる人々に向けて刊行された形跡が認められる。こ諧に関わる人々に向けて刊行された形跡が認められる。こ活の中で不要のものとなったかというとそうではない。菊活の中で不要のものとなったかというとそうではない。菊

治二七年六月付け)がある。花(桂花園)、真風舎桑月による序代、安部井磐根の序文(明巻頭には、前述の辻新次、浅岡一のほかに、橘守道、桂

富に出回っている。図一二は、その一例である。ている。道守の和歌を墨書した短冊は、現在でも市中に豊冬照の養子となり、養母の東世子と共に椎本吟社を創設し橋道守は東京に居住していた歌人である。橘守部の子・

図一二 橘道守による短冊



寄せたのは、安部井の紹介によるものと推測される。翰二八通が現存する。したがって、道守が序代(和歌)を館憲政資料室蔵「安部井磐根関係文書」中に守道からの書後に紹介する安部井磐根との親交があり、国立国会図書

の紹介によるものと推測される。 居住したが、次に紹介する真風舎桑月との交流の形跡が見居住したが、次に紹介する真風舎桑月との交流の形跡が見

齋」は菊池真澄の号である。菊池真澄は、川俣居住時代に では、先の桂花が序文を寄せている。また、同書のもう一には、先の桂花が序文を寄せている。また、同書のもう一には、先の桂花が序文を寄せている。また、同書のもう一には、先の桂花が序文を寄せている。また、同書のもう一には、先の桂花が序文を寄せている。また、同書のもう一には、先の桂花が序文を寄せている。また、同書のように、川俣の俳人で本名は渡辺弥一郎。明治真風舎桑月は、川俣の俳人で本名は渡辺弥一郎。明治

は、菊池の墓碑の写真と拓本とであり、安部井と菊地の近図書館憲政資料室蔵「安部井磐根関係資料」(番号一三五一)と記すように、菊池と同じ旧二本松藩士である。国立国会安部井磐根は『仮名字類集』の序文に「翁と同じ国人」

同地の俳諧人脈と交流を持っていたことが分かる。

さを物語る

安部井は、

維新後、

福島県会議員を経て衆議院議員とな

う。 「傾倒して『古事記伝』全巻を書写したほどであったとい真清水廼舎と号し、国学に明るく、青年期には本居宣長に真清水廼舎と号し、国学に明るく、青年期には本居宣長にり、明治二七年当時は衆議院副議長の職にあった。一方、

れを汲む保守的・古典的な学風を有していた。 である明治二七年の「当用日記」(番号八七四)には「大である明治二七年の「当用日記」(番号八七四)には「大である明治二七年の「当用日記」(番号八七四)には「大である明治二七年の「当用日記」(番号八七四)には「大を訪丼は、国学者系の大八洲学会にも入会している。国安部井は、国学者系の大八洲学会にも入会している。国

短冊の贈答ついての記述(番号一二四―二、七)が見られる。の書翰にも、和歌を書き送ったもの(番号一二四―二)や、一二四―一〜九)が含まれている。川俣居住時代の菊池発部井磐根関係文書」には、菊地真澄からの書翰九通(番号た。橘道守も国学者・橘守部の流れを汲む歌人である。「安

また、安部井は先述のように歌人・橘道守とも親交があっ

ある。

の安部井邸を訪問している。さらに、「安部井磐根関係資料」によると、菊池真澄は上梓前に八回、上梓後に一回、東京われる。安部井の明治二七年「当用日記」(番号八六四)真澄に最も近い人物で、同書刊行の相談も受けていたと思

安部井は、『仮名字類集』に序を寄せた人物の中で菊池

然性が高い。 を二本松に帰っていた安部井宛に送るために使用された蓋

安部井磐根と菊池真澄は、二本松藩時代からの

旧知の間

(番号一二四―一)の空封筒は、上梓直後に『仮名字類集』

類集』の出版にも安部井の協力があったと考えられるのでそうした関係は菊池の東京移住後も続いており、『仮名字柄であり、維新後も和歌・国学を通じて行き来があった。

短冊を書く者への記述が行われているのは、こうした人脈『仮名字類集』の附録で、和歌・俳諧(謌俳)の道で色紙・

による販路を想定しての記述であったと考えられる。 大八洲学会がそうであったように、謌俳の道においては、

規範意識を顕在化したものと言えよう。 られていた。『仮名字類集』は、毛筆による書記における 例が示すように、毛筆による書記が通常の行為として続け 古典が重視された。また、謌俳においては、先の図一二の

を重んじたものである。「お/れ」「え/に」「そ/う」の ある。一方、「いろはかな」は、毛筆による伝統的な書記 仮名字体の統一は、合理性を重視した言語政策の一つで 新旧両者の志向の違いが可視化されたものと捉え

ることができる事例である。

第一号表「い」「れ」の背景

の標準字体の意識―「いろはかな」の字体意識と同等のも に「い」「れ」が使用された背景には、いろは歌を書く際 ―の混在があったと考えられる。 埼玉、 大阪、奈良で刊行された、 第一号表

れ」は字体を誤っているが字母は第一号表の「お」と

0

意識の下では「え」「お」よりも、「い」「れ」の方が標準 を誤ったことにならない。しかも、「いろはかな」の字体 は字母「衣」を草体化した中に含まれるものであり、 ていることになる。しかし、「いろはかな」の字体意識で 同じである。「い」は現代の認識では字母そのものを誤

が介在することによって、「え」「お」はより標準的な「22」 「れ」に置き換えられてしまうことも十分に考えられるで 組版あるいは校正の段階で、「いろはかな」の字体意識 的である。

あろう。

因するものとして片づけてよいものではない ところで、この誤植は、植字者・校正者の意識だけに起

え方の下では「い」は「え」に包括される。「れ=お」、「い 化でなく、グラデーションを持つ連続的な変化である。こ あったことは否定できない。 ていたという点では、第一号表の提示のされ方にも問題が = え」という解釈・類推が生じ得ることへの配慮が不足し の見方に立てば、「た」は「お」に包括され、伝統的な考 字母から仮名への草化は、明瞭な境界を持つ段階的 な変

まとめ

との要点を整理すると次のようになる。たことの背景について考察を行った。これまでに述べたこたのとは異なる字体によって組版・印刷されることもあったのとは異なる字体によって組版・印刷されることもあった。

- ① 第一号表の誤植は、異なる複数の地域で、共通した
- の資料として菊池真澄『仮名字類抄』が注目される。② 第一号表と同時期の仮名字体の標準意識を知るため

3

いで用いられていた。いで用いられていた。

て「いろはかな」と称している。「いろはかな」は、

『仮名字類抄』では、特定の仮名字体に小環を付し

えられていたことも分かる。換言すれば、第一号表の「れ」「??」である。また、「??」の字母は「衣」と考明いるはかな」中で第一号表と異なる字体は、「**)

になる。 による書記での標準字体を継承していないということ「え」「お」「そ」は手習い等の場で行われていた毛筆

意識が混在すれば、第一号表に「れ」「に」を用いるで続いていた。そこでの「いろはかな」の標準字体の「 毛筆による書記行為は、手習いや和歌・俳諧の分野

ことも誤りも発生しうる。

「と」と「と」の揺れの問題もあり、これらについては稿察することができなかった。このほかにも、第一号表にはなお、本稿では、第一号表の「む」の誤植については考

を改めたい。

注

主・丹羽邸(当時の六本木一ノ一。現在の港区六本木五丁場(66PLAZA)の位置である。ここは、旧二本松藩木ヒルズ森タワー二階の北東角オフィス入口とその前の広木ヒルズ森タワー二階の北東角オフィス入口とその前の広

松藩出身者にとって親近感のある土地であったと推測され 目四番五号、六本木ロアビルの立つ一画)から、約五百メー (徒歩約八分)の近距離である。六本木近辺は、二本

しば「六本木」が登場する。 隠居様」(明治二七年五月一九日)と記されるなど、しば る。安部井磐根の日記でも旧藩主・丹羽長国が「六本木御

丹羽長国(一八三四~一九○四)の女婿である丹羽長徳 城(一八一八~一八九二)の十男である。旧二本松藩主 では伊達宗曜が所有する。宗曜は、旧宇和島藩主・伊達宗 (一八七三~一九四七) は、伊達宗城の孫である。 菊池真 なお、「麻布区材木町五七番地」は明治四五年の地籍図 旧藩主の女婿の実家(伊達家)の家作に居住してい

たことになる。

(2)「脩静堂」が菊池真澄の堂号であることは、川俣居住時 るので、 城国伊達郡・川俣村修静堂・菊池真澄」の丸型朱印(直径 井磐根関係文書」(番号一二四 - 二、三、四、六、八) には、 「岩 代に同人が安部井磐根に送った書翰から判明した。「安部 が押されている。 この印は明治九~二二年の間に作成されたもので 明治二二(一八八九)年に川俣町と変更されてい 川俣村は明治九(一八七六)年に

あろう。

(一九八七)を参考にした 『運

(3) 『古言梯』の各版および五十音図の状態については、

林

(4) 奥付裏の広告にも、『諸碑文習字帖 字畫結體辨妄

筆自在假字法帖』『勅語』『勅諭』が近刻となっていて、

達郡川俣高等小学校」と紺色のインクでスタンプされてい 係文書」書翰(番号一二四一六)に用いられた封筒は、「伊 推測できる。国立国会図書館憲政資料室蔵「安部井磐根関 わったほか、 道と教育とを視野に入れていたことが推測できる。 また、菊池真澄は、藩校教授時代に子弟の書道教育に関 川俣居住時代にも初等教育に携わっていたと

(5) 辻新次は、明治二七年当時は大日本教育会会長であった。 の国語国字に関する決議(『教育公報』第二三一号、 改正前後には、帝国教育会会長として、同会仮名調査委員 令には、文部次官として関わっている。三三年の小学校令 明治一九(一八八六)年の小学校令および二三年の小学校 公報』第二四○号、一○月一五日)に関わっている 一五日)、同会仮名改良部の国語国字に関する決議 一月

浅岡一は、二本松藩出身の教育者である。文部省勤務を

るものを使用している。

応じて序代を寄せたものと推測できる。 に東京の辻新次のもとに身を寄せており、両者は近い関係に東京の辻新次のもとに身を寄せており、両者は近い関係にあることに疑いの余地はない。辻は、浅岡の働きかけににあることに疑いの余地はない。辻は、浅岡の働きかけににあることに疑いの余地はない。辻は、浅岡の働きかけににあることに疑いの余地はない。

関係は不詳である。 関係は不詳である。 関係は不詳である。 関係は不詳である。 関係は不詳である。

- (6)河合(二〇〇五)に基づく。
- -) 河合(二○○五) に基づく。
- (8)「安部井磐根関係資料」(番号一三五一)は、二本松の安 碑は、 拓本 封筒には 八月八日消印、岩代二本松局四〇年八月九日消印がある。 と思われる。 井宛の封筒で、差出人が書かれない。 常泉寺 和紙・ 「菊池晩成清居士」碑の写真 写真台紙の裏面には、 原寸大) (伊達郡川俣町字寺前 の二点のみが収められている。この 安部井の筆で「四十年 九)に存在するもの (台紙付き) と碑の 岩代川俣局四〇年

八月渡辺/弥七より贈り来る/卅七年二月廿四日歿」と添

スられている。

の渡辺弥七を見舞った際の話題が菊池真澄に及んだものと 辺弥七を野地眼科病院ニ問ふ」とある。 川俣選出の福島県議会議員で、 より菊池真澄の碑摺拓を贈り来る」とある。 年「当用日記」(番号八七七)の八月九日には、「渡辺弥七 慰金であろうか と書かれ、 八七四)の二月二五日に「菊池真澄昨夜病死の訃に接す」 遡って、 同日の客に「菊池得寿」なる人物、 安部井磐根の明治三七年 「菊池 一円」とある。さらに、 同日記の七月二八日に 「当用日記」 安部井が川俣出身 渡辺弥七は、 支出欄に弔 明治四〇

(http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/soshiki/54/400.html)

推測される。

に基づく。

(11) 明治二七年九月二二日着消印の押された封筒 10) 安部井磐根の明治二七年 京中であるが、 H 二四日、六月九、一二、一七、二一日、 澄の訪問は、上梓前の一月四日、 いずれも、 安部井が序文を記した六月の訪問が最多。 帝国議会会期中または直前直後の安部井在 「当用日記」によると、 四月 _ 四 上梓後の一 一五日、 菊池真 〇月五 (番号 五月

菊池真澄」 参考文式

を複数冊送った際に使用された蓋然性が高い。れたものである。内容物は残っていないが、『仮名字類集』から、「岩代安達郡二本松舊郭内」安部井磐根」宛に送らから、「岩代安達郡二本松舊郭内」安部井磐根」宛に送ら

一二四―一)は、「東京麻布材木町五十七番地

横一五・七糎、マチ約二糎で、内容物を示すためか「当坐用」の発行日九月一七日に近い。封筒の寸法は、縦二三・五糎、二本松 廿七年九月二十二日 八便」とあり、『仮名字類集』発信局の消印は判読できないが、受信局の消印は「岩代

糎、横一五・七糎、厚さ約○・七糎であるから、複数冊収めと大書されている。『仮名字類集』は、大きさが縦二三・一

林

義雄

(一九八七)「『古言梯』

再考本の版種小攷

頭

刊行会

ることが可能である。

た折に上梓の挨拶に伺うが、それまでの間」という意味に月五日に訪問している。「当坐用」とは、「安部井が上京し第七回帝国議会に向けて安部井が上京すると、菊池は一○一○月二一日)の間であり、安部井は二本松に帰っていた。一五日~六月二日)と第七回帝国議会(一○月一八日~一五日~六月二日)と第七回帝国議会(五月本お、明治二七年九月二二日は、第六回帝国議会(五月

解せないだろうか。

東京国立博物館他編(二○一三)『特別展(和様の書』(図録)、第三巻一号、「図書館情報メディア研究」編集委員会の俳文芸を伝えるメディア」『図書館情報メディア研究』河合章男(二○○五)「『明治俳諧金玉集』の考察─明治中期河合章男(二○○五)

二本松藩史刊行会編(一九二六)『二本松藩史』、二本松藩史東京国立博物館他

四〇号、専修大学国語国文学会五十音図の板面に生じた変容をめぐって」『専修国文』第

の発生―国語史2』、くろしお出版(初出は一九七四年)古田東朔(二〇一一)「変体がなからひらがなへ」『国語意識

表記史の研究』、汲古書院(初出は一九九五年)矢田 勉(二〇一二)「いろは歌書写の平仮名」『国語文字

[田孝雄(一九三七)『国語史 文字篇』、刀江書院

Щ